

支部学術大会運営細則

(平成 29 年 9 月 18 日制定、平成 30 年 1 月 21 日改定)

(目的)

第 1 条 この細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という。）が主催する支部学術大会の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 支部学術大会とは、講演あるいは本法人会員（以下「会員」という。）の研究発表を通じ、会員の知識の啓発及び研究成果の社会還元を目的とし、当該支部地域において毎年 1 回定期的に開催する集会をいう。

(大会長)

第 3 条 支部学術大会を運営するために、支部学術大会会長（以下「大会長」という。）を 1 名おく。

(大会長の選任)

第 4 条 1) 大会長の選任は、支部運営委員会が会員のなかから推薦し、この法人の理事会の承認を受ける。
2) 大会長の選出は、担当年度開始の 2 年前に行う。

(大会長の義務)

第 5 条 1) 大会長は支部学術大会開催にかかる業務を担当する
2) 大会長が職務を行うことができない時は、支部運営委員会が推薦し、本法人理事会が承認した代行者又は後任者が大会長の職務を行う。
3) 大会長は、支部学術大会開催後に速やかに開催の概略を支部長に報告し、当該年度 4 月末までに最終報告書を提出する。

(大会長の任期)

第 6 条 大会長の任期は、担当する事業年度の 1 年とする。

(組織)

第 7 条 1) 大会長は支部学術大会開催のための支部学術大会実行委員会を組織し、その委員は大会長が推薦し、支部運営委員会の承認を得るものとする。
2) 支部学術大会実行委員会には非会員の外部委員を置くことができる。但し、外部委員には議決権はない。
3) 大会長は、支部学術大会プログラムを決定する権限を有する。
4) 支部長は、支部学術大会に関する報告を本法人の理事会に行うものとする。

(守秘義務)

第 8 条 支部学術大会実行委員は、採否確定前の演題等、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはいけない。

(開催日時)

第 9 条 開催日ならびに会場は、大会長が支部運営委員会と協議のうえで決定し、支部長を通じて理事会に報告する。

(参加登録)

第 10 条 会員は、参加費を納入することで支部学術大会に参加・発表を行うことができる。ただし大会長が認めたものは、非会員でも参加費を納入することで参加・発表を行うことができる。

(採否など)

第 11 条 支部学術大会に申し込まれた発表は、大会長が選任した査読者が査読を行って採否を決定する。

(会計)

第 12 条 1) 支部学術大会の経費は補助金（本法人により規定された補助金）、学術大会参加費、および寄付金などをもってこれにあてる。
2) 寄付・企業共催は、本法人の学術大会運営細則に従って行う。
3) 支部学術大会の会計は大会長が集計し、支部運営委員会、本法人の監事を経て、本法人の理事会で承認されなければならない。

(大会長の利益相反事項の報告)

第13条 大会長は、その選任にあたり事前に、別紙3記載の報告事項を、別に定める様式(様式3)により倫理・利益相反委員会に対して文書で報告しなければならない。既に理事等として報告した情報があるときは、これと重複しないものについて報告すれば足りる。

(細則の変更)

第14条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。